

**事案 (5) 市道認定申請手続きについて**

対象機関	都市整備部道路課
苦情の趣旨	<p>市道認定申請にあたり、申請者となる町内会長の同意が得られないのは、市が定めている「市道認定基準」において、地権者全員からの市道認定同意書を必要としているためであるが、運用が道路法の趣旨に沿っていない。</p> <p>また、申請要件を満たしていない場合に受理できないとするのは、基本的人権の自由権の侵害に当たる。</p> <p>以上のことから道路課に対し、誤った運用を正したうえで町内会長や班長に伝え、市道認定申請書が受理されるよう厳重に抗議してほしい。</p> <p>(苦情の趣旨及び理由は整理しました。)</p>
調査しない理由	<p>本件は、令和7年3月11日付けで申立てがあり、同月18日付けで発出した「苦情について調査しない旨の通知書」と基本的には同内容の苦情であること、上越市オンブズパーソン条例第4条第6号に「オンブズパーソンの行為に関する事項」は調査対象外とされていることから、同条例第12条第1項第5号の規定により調査することが適当でないと認め、当職として調査しないこととしました。</p>